

請求人 宛て

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	梶 村 充
同	大山 しょうじ

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 5 年 7 月 31 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「横浜市長会見インターネット映像配信業務委託」を挙げ、「山中市長になってから、定例記者会見は、月に 2 回になって」おり、令和 4 年度の「回数が少ないにもかかわらず」、令和 2 年度より「契約金額」が「多いことが不当」と主張しています。

しかし、請求人は、その主張において、「回数が少ない」と述べるのみで、具体的に何の回数であるかを示していません。事実証明書から、この「回数」を定例記者会見の実施回数と見なして、事実証明書及び横浜市ウェブページ「横浜市長の部屋」の定例記者会見の会見記録を確認しましたが、両年度の実施回数はともに 24 回であり、令和 4 年度のほうが「回数が少ない」といった事実は認められませんでした。

このことから、請求人が不当であるとする理由が不明確であり、当該業務委託に係る財務会計上の行為が不当であるとする理由を摘示しているとは認められません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。